

24年12月1日

No.104



発行

練馬西青色申告会

ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

年末調整の個別相談会は1月10日まで

●年末調整とは

給与の支払者は、毎月(日)の給与の支払いの際に所定「源泉徴収税額表」によって所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払いを受ける人の年間の給与総額について納めなければならぬ。その1年分の正確な税額(年税額)と一致しないのが通常です。

その一致しない理由は、各人によって異なりますが、その主な理由は、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られています。実際は年途中で給与の額に変動があること、②年途中で扶養親族等に異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、さかのぼって各月の源泉徴収簿を修正することとされていないこと、③配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税

額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付することが必要となります。この精算の手続きを「年末調整」といいます。

●年の途中で再就職した人

その前職分の給与を含めて年末調整を行うことになります。本年中に前の給与の支払者から支払いを受けた給与とその給与から徴収された税額を集計に含めます。

この場合、前職分の給与とその徴収税額については、その人が前の給与の支払者から交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」などで確認して下さい。

●控除対象扶養親族などの異動

年の途中で、次のような事情で控除対象扶養親族の数などに異動があった人から、異動申告が行われているか確認して下さい。

①控除対象扶養親族の数が増加。又は減少した。②結婚し、控除対象配偶者を有することとなった。③本人が障害者、寡婦(夫又は勤労学生になった。④扶養親族等が障害者になった。

●税額の過不足額の精算

本年分の給与所得に対する平成24年分税額の計算ができましたら、その平成24年分税額と、本年分の源泉徴収税額の過不足額を求め、その精算をして下さい。

●超過額の還付

給与の支払者が納付する源泉徴収税額が無いなどの理由により、超過額の還付をすることができない場合には、税務署から給与の支払者に一括して還付するか、超過となった各人に直接還付することになります。

決算書作成指導・相談日予約について

平成24年分の決算書作成指導はつぎのとおりです。この期間は予約制となります。

- 期 間 平成25年1月22日～3月12日
- 申 込 12月上旬に「予約申込書」を郵送します。お早めにお申込みください。電話予約可。
- 相談日 後日ハガキでお知らせします。

青色申告決算書は、所得税確定申告書と一緒に送付されます。送付時期は1月下旬です。

なお、申告書様式が変わりますので、必ず新様式をご使用ください。

また、e-Taxによる確定申告をされた方は、決算書、所得税および消費税の確定申告書も税務署から送付されません。これらの書類は事務局に用意してありますので必ずお持ち帰りください。

また、予定納税をされた方は、金額のわかるものをご持参くださるようお願いいたします。

年末調整の個別相談会

年末調整の個別相談会を次の通り行います。

■期間

12月10日～1月10日(第2、4土日曜・祭日を除く。尚、12月29日、1月4日までは休業となります)

■会場

青色申告会事務所

■必要な書類

一人別源泉徴収簿、税務署から送られた納付書(年末調整関係書類は10月下旬に送付されております)、扶養控除等(異動)申告書、保険料控除申告書(生命保険料、地震保険料、国民年金、健康保険料等)。

年末調整についての注意点

今年も年末調整を行う時期となりました。

従業員や青色事業専従者（生計を一にしている配偶者や子などの家族従業員）を雇い給料を1円でも支払っている場合は、源泉徴収される税額が無い場合でも年末調整をする必要があります。源泉徴収した所得税の納期限は平成24年12月分については、平成25年1月10日、納期の特例の承認を受けている場合は平成25年1月21日となりますが、青色申告会事務所をご利用になる際は主に次の点にご注意ください。

★従業員及び青色事業専従者に配偶者や扶養親族がいる場合

●控除対象配偶者

従業員や青色事業専従者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受けている場合及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が38万円以下の人がいる場合には控除対象配偶者に該当することになり、従業員や青色事業専従者本人の所得金額の合計額から配偶者控除として最低38万円が控除されます。

●配偶者特別控除

従業員や青色事業専従者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受けている場合及び白色事業専従者を除く、合計所得金額が76万未満の方に限る）で控除対象配偶者に該当しない方を有する場合には、従業員や青色事業専

従者本人の所得金額の合計額から38万円を限度として控除できます。

配偶者特別控除とは、配偶者特別控除を受けようとする従業員や青色事業専従者本人の合計所得金額が1000万円以下で、従業員や青色事業専従者本人と生計を一にする配偶者に所得がある場合に、その合計所得金額に応じて控除額を計算する制度です。

●扶養控除

従業員や青色事業専従者と生計を一にする年齢16歳以上の親族配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受けている場合及び白色事業専従者を除くで、合計所得金額が38万円以下の人の場合には従業員や青色事業専従者本人の所得金額の合計額から最低38万円が控除されます。

よって、配偶者や扶養親族（青色事業専従者として給与の支払を受けている場合及び白色事業専従者となつていない場合を除く）がいる場合で配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用を受ける方は、その配偶者や扶養親族の所得金額（パート収入などの場合は、パート先の給与総額を源泉徴収票などで調べる）、生年月日、障害者（特別障害者を含む）の有無等を確認してください。

※注意点

専従者給与を1円でも受けている方は扶養控除の対象にはなりませんので、ご注意ください。

★社会保険料控除について

国民健康保険の保険料や介護保険法の規定による介護保険料等については平成24年分の支払い額を調べてください。

★生命保険料控除額の改組

①介護医療保険料控除の創設

（イ）平成24年1月1日以後に締結した一定の介護医療保険契約等に係る保険料等については、控除限度額を4万円とする介護医療保険料控除が設けられました。

②一般の生命保険料控除

（イ）平成24年1月1日以後に締結した一般の生命保険料及び個人年金保険料については控除限度額は4万円とすることとされました。

（ロ）平成23年12月31日以前に締結された一般の生命保険料及び個人年金保険料については、従来どおり控除限度額は5万円となります。

（ハ）（イ）と（ロ）の生命保険料を支払っている方は（イ）と（ロ）の控除限度額の合計額となりますが、その合計額が4万円を超える場合には4万円が限度となります。

③個人年金保険料控除

（イ）平成24年1月1日以後に締結した個人年金保険料については控除限度額は4万円とすることとされました。

（ロ）平成23年12月31日以前に締結された一般の生命保険料及び個人年金保険料については、従来どおり控除限度額は5万円となります。

（ハ）（イ）と（ロ）の生命保険料を支払っている方は（イ）と（ロ）の控除限度額の合計額となりますが、その合計額が4万円を超える場合には4万円が限度となります。

支払っている方は（イ）と（ロ）の控除限度額の合計額となりますが、その合計額が4万円を超える場合には4万円が限度となります。

④複数の保険料控除の適用を受ける場合

①から③の生命保険料を支払っている方は①から③の控除限度額の合計額となりますが、その合計額が12万円を超える場合には12万円が限度となります。

★保険料控除の証明書について

年末調整の際に、社会保険料の一つである国民年金保険料等（国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入者として負担する掛金）、小規模企業共済等掛金、

一般の生命保険料（一部のものを除く）、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料について控除を受けようとする場合には、これらの支払いをした旨を証する書類（以下「証明書」といいます）を保険料控除申告書に添付しなければならぬこととされていますのでこれらの証明書を、持参ください。

★その他の注意点

前年以前に年末調整をした方は前年の年末調整の書類を、今年の6月から7月にかけて源泉徴収の手続きを受けた方はその源泉徴収の書類（源泉徴収簿、納付書）もご用意ください。その他、不明な点がありましたら練馬西青色申告会事務所にお問い合わせください。（TEL:3387-6211）

マル経融資のご案内

小規模事業者
経営改善資金

※融資限度額：1,500万円
※返済期間：運転資金7年以内 設備資金10年以内
平成25年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

- 利率：1.75%（平成24年11月9日現在）
- ※担保・保証人不要（保証協会の保証も不要）
- ※他に練馬区の利子補給40%（3年間）
- ※利用できる方：従業員20名以下（商業・サービス業5名以下）
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能
- ◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

窓口専門相談

本相談は、経営に関する相談に限定しております。会員・非会員の方問わず利用できます。

- 【法律相談】 毎月第1金曜日 午後1時～4時（30分単位）
相談員：弁護士 相談無料
- 【税務相談】 1月～3月 毎月第2第4火曜日
4月～12月（8月休） 毎月第2火曜日
午後1時～4時（30分単位）
相談員：税理士 相談無料
- 【問い合わせ先】 東京商工会議所練馬支部
練馬区豊玉上2-23-10 練馬産業会館1階
TEL:3994-6521 FAX:3994-6589

納税表彰式

11月16日(金)平成二十四年度納税表彰式が勤労福祉会館で執り行われました。

当会から、練馬西税務署長表彰状受彰者一名、感謝状受彰者三名、計四名の方が受彰されました。

練馬西税務署長表彰状

山路 健次 殿

練馬西税務署長感謝状

早坂 忠 殿
千田 芳子 殿
榎本 嘉寿美 殿

また、受彰者を代表して当会の山路支部長が謝辞を述べられました。受彰者の皆さまおめでとうございます。今後の益々のご活躍を期待しております。

会計ソフトで決算される会員の皆様へ

確定申告時に会計ソフトを使用して決算される方がここ数年増加しております。その会計ソフト使用者の決算相談に、パソコンの画面にデータを復元し、最初からデータの内容を確認しておりましたが、その方法ですと決算書の作成に数時間を要する場合があります、その為、他の会員の予約時間が大幅に遅れ

平成24年度 納税表彰式



蓮沼署長を囲んで左から山本第一統括官、山路支部長、蓮沼署長、榎本副支部長、千田支部長、青木会長



謝辞を述べる
山路支部長

早坂風景
早坂支部長

ることになってしまいました。

そこで会計ソフト使用による決算書の作成時間を迅速にするため、会計ソフト使用者は、1月の中旬までに数回(1回につき1時間程度)記帳相談にお越しただくようお願いいたします。

また、決算申告時においては、USB及びFDなどの記憶媒体に加えて、仕訳帳、現金出納帳、決算書(損益計算書や貸借対照表のことをいいます。)の1ページから

全国労働保険事務組合
連合会会長表彰

11月8日(木)ホテル・グラントパレスにて全国労働保険適正加入促進会議が開催され、当会が平成24年度適正加入促進業務実施組合として全国労保連会長から表彰されました。

当会は今回で3回目の受賞となりました。今後も労働保険の加入促進業務に取り組んでまいりますので、労働保険のことでご質問のある方はお気軽にご相談ください。

事務局 武藤



4ページまでをご自宅のプリンターから打ち出してご持参いただくようお願い致します。

なお、決算相談時間は一人一時間とさせていただきますのでご理解のほどお願い致します。

石神井町支部・石神井支部 主催
第6回 健康セミナー開催

11月11日(日)午後2時から、石神井公園駅南口銀座通りにある「ふれあい広場」にて、石神井町支部の八方清文支部長が講師で、「第6回 健康セミナー」を開催、18名のご参加を頂きました。

講演内容は、今話題の南雲吉則先生の著書「『空腹』が人を健康にする―『一日一食』で20歳若返る!」の内容を分かりやすく解説されながら、実践してみても体験談をお話されました。

一日三食、食べるようになって数十年から百年、人類の祖先が出現してから17万年の歴史は飢餓との闘いで、人間は満腹の体には適応されていません。「一日一食」主義は30%~40%のカロリー制限を3週間から7週間つづけると、遺伝子の中の第10細胞(サーチュイン遺伝子・別名「延命遺伝子」)がスイッチオンになり、体が若返るというもの。食材は完全栄養食といわれる、野菜は葉ごと皮ごと根つごと、魚は皮ごと骨ごと頭ごと、穀物は全粒でいただく。睡眠は夜10時から夜中2時までのゴールデンタイムを含むように出来るだけ心がけることでした。

ただし、ご年配の方や成長期の子供のように栄養が必要な方は、バランスの良い食事が必要です。

で、行わないでくださいとのことでした。

続けられる秘訣は、健康にプラスになると信じ、ストレスを感じず楽しく続けること、いつでも止めて良いと軽く考えることで、逆最後にこの講演が皆さんの健康や食事の習慣を少しでも考える良いきっかけになればと締めくくられました。

八方支部長は、約7ヶ月間、「一日一食」を続けながら、仕事を始める前に、石神井公園の周りをランニングされているとお聞きし、非常に驚きました。

チャレンジ精神あふれる、パワフルな人柄がにじみ出て、大盛況のうちに講演が終了しました。

八方支部長、貴重な講演、ありがとうございました。

また、お忙しい中、ご出席いただきました皆様感謝いたします。

事務局 内



講師 八方清文支部長

青色
カルチャー

「カラオケ教室」開催

楽しく終わった三日間

今年、10月15・22・29日の3回月曜コースで第一回カラオケ教室を開催しました。

参加者は、三日間延べ42名のご参加を頂きました。

カラオケの先生は、昨年日本クラウンからCDデビューされ、カラオケ教室歴30年、当会会員である西大泉在住の水城ゆき先生で、内容は三回で美空ひばりさんの「愛燦燦」を歌うコースでした。

参加者の皆さんは私を含め、カラオケを始めて習った方が多く、一人で皆の前で唄う緊張感もありましたが、朝から声を出す気持ち良さも体感できたようでした。

三回コースと短期でしたが、唄い方のコツを学び、得ることも多く、とても好評でした。

《先生から習った唄い方のコツ》

- ① 上手く唄おうとしない。
- ② 身体が楽器。
- ③ 身体を伸ばしてリラックス。

④ 口は横に開ける。

⑤ 母音で唄う。

(参考になれば幸いです。)

お忙しいなかご参加頂きました皆さま、そして水城先生、楽しいひとときありがとうございました。

また来年も開催致しますので、是非ともご参加お待ちしております。

私カラオケにハマリそうです。

高橋



先生を囲んで
「かわいい」のイーで集合写真
(最終回ご参加の皆さん)

事務局長の
訪問日記

NO.9

「アイディアが生んだ四十五年」

電車が走る昔ながらの趣味の菓子店 「大島屋」 島崎宏道氏を訪ねて

西武池袋線石神井公園駅南口商店街公園通りを入った所に「大島屋」さんがあります。

先代は、お父様の新一郎さんで、昭和23年に開業されました。その当時は、住所が石神井町ではなく、下石神井という住居表示でした。当会には昭和29年にご入会、お父様の代からみると、一番歴史のある会員様です。

奥様との出会いを聞いてみると、バイクでお嫁さん探しに廻ったということでした。そして「この人だ」と思った方が江古田のお菓子屋さんで働いていた娘さん「一子さん」でした。

結婚後お父様は62才という若さで、宏道さんにお店を任せ、二代目が誕生した訳です。

一国一城の主になった二代目は、ある日、デパートのおもちゃ売り場で鉄道模型をみて「これを店内に走らせたら楽しいだろうな」と思い、早速買って帰ったそうです。これが40年間走り続け、テレビ局四社から取材を受ける結果となり、大変な宣伝効果があつたそうです。



ドイツ製メルクリンの鉄道模型

たそうです。先日も、「ゆうう散歩」から取材に見えて、その時加山雄三さんが食べた「おみくじせんべい」が非常に売れるというお話でした。

二代目曰く、「ひらめいたら、直ぐに実行することが大切」と。また、とことん追い求める二代目は、鉄道模型の急行電車が各駅を追い抜くさまなど複雑な走り方をするように夜ごと研究をしたそうですが、最後にたどり着いたのが、「シンブルイズベスト」単純が一番という答えだった。ともおっしゃっていました。

話は尽きないですが、店内のレイアウト等にもあちこち工夫されていました。店内は是非皆さんの目でお確かめ頂きたいです。

二時間ほどお邪魔していると、いろんなお客様がお見えになりましたが、「孫がこのお菓子が好きで」と

言って買いに来られたお客様の言葉が何とも嬉しいお話でした。

店内にはスナック菓子は一切置いていません。お子さんが食べたら歯茎や脳に良いだろうと思うお菓子ばかりでした。

人気商品は、大根生姜飴に千葉産の味付ピーナッツで宏道氏の推奨品でもあります。

最後に成功する秘訣を聞いてきました。

【成功する三惚れ】

- 一、土地に惚れ
- 二、仕事に惚れ
- 三、女房に惚れる。

懐かしいお菓子がいっぱいのお店です。是非ともお立ち寄りください。



宏道氏と奥さまの一子さん

練馬区石神井町三十八-10
TEL 03-3995-1138

「大島屋」